

ID: 29

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町公民館条例 第12条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成3年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (利用料金の不還付)</p> <p>第12条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会が定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日